

社会福祉法人 光輪福祉会役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人光輪福祉会（以下「法人」という。）定款第8条、第22条の規定に基づき、法人の役員、評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。

1 第1項の報酬に額は、次の通り業務の都度支払う。

役員等	報酬の額
理事及び監事	1日につき 3,600円
評議員	1日につき 3,400円

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。ただし、業務の主催者等から費用弁償額相当が支払われた場合には、これを弁償しない。

- 2 費用弁償額は、職員の旅費規程に準じて、役員等の居住地から計算し算定された交通費の実費額及び宿泊料とする。
- 3 費用弁償は、業務の都度支払う。ただし、連続して旅行の場合は等には、月単位で支払うことができる。

(改正)

第4条 この規定改正については、理事会・評議員会の議決を必要とする。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。